欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	8,100	15,900	7,750	15,550	4,150	8,100	3,850	7,750
アイルランド	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	106	208	101	203	55	106	50	101
アルバニア	ﾚｸ	5,500	10,800	5,300	10,600	2,800	5,500	2,600	5,300
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	24,470	48,160	23,420	47,110	12,630	24,470	11,580	23,420
イタリア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ウクライナ	ﾌﾘﾌﾞﾆｬ	2,600	5,110	2,485	5,000	1,340	2,600	1,230	2,485
ウズベキスタン	ｿﾑ	775,000	1,525,000	742,000	1,492,000	400,000	775,000	367,000	742,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	48	94	46	92	25	48	23	46
エストニア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
オーストリア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
オランダ	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	32,050	63,100	30,700	61,700	16,550	32,050	15,150	30,700
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	3,440	6,780	3,300	6,630	1,780	3,440	1,630	3,300
キプロス	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ギリシャ	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	5,440	10,700	5,200	10,470	2,810	5,440	2,570	5,200
クロアチア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
コソボ	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ジョージア	ﾗﾘ	172	339	165	331	89	172	81	165
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	53	103	50	101	27	53	25	50
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	620	1,220	590	1,190	320	620	290	590
スペイン	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
スロバキア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
スロベニア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54